

安全管理規程

国立療養所大島青松園

目 次

第1章	総 則	1 ～ 2
第2章	幹部会の責務	2 ～ 3
第3章	安全管理の組織	3
第4章	安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名	3 ～ 4
第5章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制	4
第6章	安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限 . . .	4 ～ 5
第7章	安全管理規程の変更	5
第8章	運航計画、配船計画及び配乗計画	5
第9章	運航の可否判断	5 ～ 6
第10章	運航に必要な情報の収集及び伝達	6 ～ 7
第11章	運航に伴う作業の安全の確保	7 ～ 8
第12章	運航施設の点検整備	8
第13章	海難その他の事故の処理	8 ～ 9
第14章	安全に関する教育、訓練及び内部監査等	9 ～ 10
第15章	雑 則	10 ～ 11

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、施設長が定める明確な安全方針に基づき、園内に安全最優先意識の徹底を図り、全職員がこれを徹底して実行すべく、当園の使用する船舶の業務(付随する業務を含む。以下同じ。)を安全、適切かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって職員一丸となって運航の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、次の表の定めるところによる。

(1)	安全マネジメント態勢	幹部会により、園内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	幹部会	事業者において最高位で指揮し、管理するグループ
(3)	安全方針	幹部会がリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された運航の安全を確保するための施設全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	幹部会の中から選出した、運航の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統轄責任者
(7)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者
(8)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(9)	運航計画	起終点、航行経路、航海速力、運航回数、発航時刻等に関する計画
(10)	配船計画	乗客の需要に見合う配船に関する計画
(11)	配乗計画	乗組員の編成及び配員に関する計画
(12)	発航	現在の停泊場所(詰め所側)から係留装置を取り外し、目的の航行を開始すること
(13)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(14)	運航	発航、基準経路及び基準速力による航行の継続又は着岸
(15)	運航の中止・反転	目的地への航行を中止し、発航地へ引き返すこと
(16)	運航基準図	航行経路(起終点、距離)、標準運航時刻、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(17)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む
(18)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る
(19)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(20)	陸上施設	岸壁(防舷設備を含む。)、栈橋、乗客待合室等船舶の係留、乗客等の乗降用に供する施設

(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災応急対策基準)

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災応急対策基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 乗客の乗下船、船舶の離着岸等に係わる作業方法、危険物の取扱い、乗客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。
- 5 地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。

第2章 幹部会の責務

(幹部会の主体的関与)

第4条 船舶による運航の安全確保のため、幹部会は次に掲げる事項について主体的に関与し、当園全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び園内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、維持するために、かつ、運航の安全を確保するために必要な要員、情報、運航施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(幹部会の責務)

第5条 幹部会は、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

- 2 幹部会は、事業の運航の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 幹部会は、安全管理に係わる当園の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当園内部へ周知する。

- 2 安全方針には運航の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。
 - (1) 関係法令及び園内規程の遵守と安全最優先の原則
 - (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善
- 3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、施設長の率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
- 4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

- 2 安全重点施策は、それを必要とする部署がそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者、運航管理者代行及び運航管理補助者を置く。

安全統括管理者 1名（事務長）

運航管理者 1名（統括船長）

運航管理者代行 1名（事務長補佐）

運航管理補助者 3名（事務長補佐、庶務班長、施設管理係長）

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 幹部会は、幹部会に位置づけられ、運航の安全を確保するための事業の運営の方針・実施・管理の事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 幹部会は、安全統括管理者の意見を聴いて運航の安全を確保するための事業の運営の実施・管理の事項に関する業務のうち、船舶の運航の管理に係るものを行わせるため、運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 幹部会は、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

(1) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき

(2) 安全管理規程に違反することにより、その職務を引き続き行うことが運航の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 幹部会は、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2 幹部会は、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、運航管理補助者の中から運航管理者代행을指名しておくものとする。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは施設長が職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として当園に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引き継いでおくものとする。

ただし、引き継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、

運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第16条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を施設長へ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当園内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第17条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び運航の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程を遵守してその実施を図ること。
 - (2) 船舶の運航に関し、船長と協力して運航の安全を図ること。
 - (3) 運航管理補助者を指揮監督すること。
- 2 運航管理者の職務及び権限は、従来定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第18条 運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、職務を代行するものとする。

第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第19条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、園内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

2 幹部会は、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第20条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、海の自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第21条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第22条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者が

その安全性を検討するものとする。

- 2 船舶又は陸上施設の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、船長及び運航管理者は、協議により運航休止、寄港地の変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置を取らなければならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第23条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象、水象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置を取らなければならない。

- 2 船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
- 3 船長は、前項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
- 4 船長は、運航中止措置を取ったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
- 5 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置を取ったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 6 運航中止の措置をとるべき気象、水象の条件及び運航中止の後に船長が取るべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第24条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

- 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は着岸を促し若しくは指示してはならない。

(施設長又は安全統括管理者の指示)

第25条 施設長又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

- 2 施設長又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。
- 3 施設長又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

第26条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

第27条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第28条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象、水象に関する情報
- (2) 瀬戸内海の状況、航路の自然的性質

- (3) 陸上施設の状況
- (4) 乗船した乗客数
- (5) 乗船待ちの乗客数
- (6) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第29条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 発港前点検を終え出港するとき
 - (2) 運航基準に定められた地点に達したとき
 - (3) 着岸したとき
 - (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
 - (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき
- 2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。
- (1) 気象、水象に関する情報
 - (2) 航行中の水路の状況

(運航基準図)

第30条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を作成し、各船舶に備え付けなければならない。

2 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

第11章 運航に伴う作業の安全確保

(危険物等の取扱い)

第31条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(乗客の乗下船等)

第32条 乗客の乗船及び下船及び船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(発航前点検)

第33条 船長は、発航前に船舶が航行に支障ないかどうか、その他航行に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(船内点検)

第34条 船長は、航行中、船内の状況に留意し、直接状況を見られない場所その他必要と認められる場所については乗組員に点検させるものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第35条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において乗客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第36条 船長及び乗組員は、飲酒等の後、いかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、運航業務を実施してはならない。

2 船長は、乗組員が飲酒等の後、いかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、運航業務を実施させてはならない。

3 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

第12章 運航施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第37条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第38条 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前点検を実施した事項については点検を省略することができる。

2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

(陸上施設の点検整備)

第39条 船長又は乗組員は、係留施設、乗降用施設等については毎日1回以上点検し、異常のある個所を発見したときは、直ちに運航管理者に報告しなければならない。運航管理者は報告を受けた場合には、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。

なお、当該施設が河港管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

第13章 海難その他の事故の処理

(事故処理に当たっての基本的態度)

第40条 事故の処理に当たっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、全ての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上従業員は、陸上で取りうるあらゆる措置を講ずること。

(船長の取るべき措置)

第41条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信(救難信号)又は緊急通信を発しなければならない。なお携帯電話がある場合には118番へ通報しなければならない。

(運航管理者の取るべき措置)

第42条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置を取るとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(施設長及び安全統括管理者取るべき措置)

第43条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置を取るとともに、施設長へ速報しなければならない。

2 施設長及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握、分析し、適切に対応措置を講じなければ

ばならない。また、現実におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第44条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第45条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第46条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに四国運輸局及び高松海上保安部等にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故の原因等の調査)

第47条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第48条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程(運航基準、作業基準及び事故処理基準を含む。)、県が条例で定める水上交通関係規則、その他運航の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 船長は、航路の状況、海難その他の事故及びインシデント(事故等の損害を伴わない危険事象)事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(訓練)

第49条 安全統括管理者及び運航管理者は、施設長の支援を得て関係者と共に年1回以上事故処理に関する訓練を実施しなければならない。

(記録)

第50条 運航管理者は、前2条の安全教育及び訓練を実施したときは、その概要を記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第51条 内部監査を行う者は、施設長の支援を得て関係者と共に年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況のほか、安全マネジメント態勢全般に亘り内部監査を行うものとし、船舶の監査は着岸中及び航行中の船舶について行うものとする。さらに重大事故が発生した場合には速やかに実施する。

2 内部監査に当たっては、施設長は、その重要性を園内に周知徹底する。

3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。

4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。

5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第15章 雑 則

(安全管理規程の備え付け等)

第52条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程(運航基準、作業基準及び事故処理基準を含む。)及び運航基準図を船舶その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるように備え付けなければならない。

2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第53条 安全統括管理者は、運航の安全を確保に関する情報伝達を行うとともに容易に閲覧できるようにする。

2 安全統括管理者は、安全にかかる意見等の把握に努め、その都度、実現反映状況について園内へ周知する。

3 安全統括管理者は、運航の安全を確保するために講じた措置、講じようとした措置等の運航の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附 則

この規程は、平成30年9月1日より実施する。

この規程は、平成31年4月1日より実施する。

この規程は、令和元年11月1日より実施する。

この規程は、令和6年4月1日より実施する。

運 航 基 準

国立療養所大島青松園

目 次

第1章 目 的

第2章 運航の中止

第3章 船舶の航行

第 1 章 目 的

(目 的)

第 1 条 この基準は、運航管理規程に基づき大島～庵治、大島～高松航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航行の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 運 航 の 中 止

(発航の中止)

第 2 条 船長は、発航地点附近の気象・海象が次に掲げる条件の一つに達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・水象 発航地点	風 速	波 高	視 程
大島	15m/s 以上	1.5 m 以上	9 0 0 m 以下
高松	15m/s 以上	1.5 m 以上	9 0 0 m 以下

2. 船長は、発航前において航行中に遭遇する気象・海象(視程を除く。)が次に掲げる条件の一つに達する恐れがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・水象 発航地点	風 速	波 高	視 程
大島	15m/s 以上	1.5 m 以上	9 0 0 m 以下
高松	15m/s 以上	1.5 m 以上	9 0 0 m 以下

3. 船長は、前 2 項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、乗客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の中止)

第 3 条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が900m以下となったときは、基準航行を中止し減速、適宜の変針、反転、避泊等の適切な措置をとらなければならない。

(着岸の中止)

第4条 船長は、着岸予定地の気象・海象が次に掲げる条件の一つに達していると認めるときは、着岸を中止し、適宜の水域での錨泊、その他適切な措置をとらなければならない。

気象・水象 発航地点	風 速	波 高	視 程
大島	15m/s 以上	1.5 m 以上	9 0 0 m 以下
高松	15m/s 以上	1.5 m 以上	9 0 0 m 以下

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 基準経路(起点及び終点の位置、並びにこれら相互間のおよそのルート)
- (2) 航行上、地形、水深、海流等から特に留意すべき個所。
- (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項。

(基準経路)

第6条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用基準経路のみとする。

(速力基準等)

第7条 速力基準は、次のとおりとする。

船 名	せいしょう		まつかぜ	
種別	速力	機関回転数	速力	機関回転数
	KNOT	RPM	KNOT	RPM
最 微 速	4.1	650	5.0	600
微速(1/4)	7.8	1,388	10.7	1,343
半速(1/2)	9.2	1,746	13.5	1,692
全 速	12.3	2,200	20.5	2,132
航海速度	10.5	2,100	19.5	2,100

2. 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見やすい場所に掲示しなければならない。
3. 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(特定航法)

第8条 航行中の船舶は大島港に入港する際は、大島重ね岩北地点附近を航行時において、汽笛を用いて短音(2秒～ 3秒) 2回鳴らさなければならない。

2. 大島港附近及び庵治港附近を航行する場合は、速力を減じ、運航に細心の注意を

払って航行しなければならない。

(通常連絡)

第9条 運航管理者は航行に関する安全情報等、船長に連絡すべき事項が生じた場合はその都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第10条 船長と運航管理者又は、運航管理補助者との連絡は次の方法による。

		連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	国立療養所大島青松園	携帯電話
(2)	緊急の場合	国立療養所大島青松園	携帯電話

附 則

この基準は、平成30年9月1日より実施する。

作 業 基 準

国立療養所大島青松園

目 次

第1章	目 的	・ ・ ・ ・ ・	1
第2章	作業体制	・ ・ ・ ・ ・	1
第3章	危険物の取り扱い	・ ・ ・ ・ ・	1
第4章	乗下船作業等	・ ・ ・ ・ ・	1～2
第5章	乗客の遵守事項等の周知	・ ・ ・ ・ ・	2～3

第 1 章 目 的

(目 的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき大島周辺航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 作 業 体 制

(作業体制)

第 2 条 船長は、船員を指揮して、船舶の離着岸時の綱取り及び綱外し等の作業を実施する。

2. 船長は、船員を指揮して船舶における乗下船する乗客の誘導及び離着岸時における諸作業を実施する。

第 3 章 危険物等の取り扱い

(危険物等の取り扱い)

第 3 条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

2. その他乗客の安全を害する恐れのある物品の取り扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。

3. 船員は、乗客の手荷物及び小荷物その他の物品が前2項の危険物に該当する恐れがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指揮を受けて運送申込人の立合いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。

4. 船長及び船員は、前3項の措置を講じたときは、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第 4 章 乗下船作業

(乗船作業)

第 4 条 乗客の乗船は、原則として甲板員がタラップを設置後、船員が安全を確認した後に乗客の乗船を誘導する。

2. 船員は、乗客数(乳幼児を含む)を把握し、乗客定員を超えないことを確認して、それぞれ運航管理者及び船長に乗船乗客数を報告する。

(離岸作業)

第 5 条 船員は、乗客の乗船が完了したときは、その旨船長に報告し、船長の指示により迅速、確実に係留索を放す。

(着岸作業)

第 6 条 陸上で綱取りを行う作業員は、船舶の着岸時刻5分前までに綱取りその他の作業に必要な配置につくものとする。

2. 陸上で綱取りを行う作業員は、船舶の着岸にあたっては迅速、確実に綱取り作業を実施する。この場合、陸上で綱取りを行う作業員は係留索の急緊張等による危害を受けることのないよう十分注意する。

3. 船員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

(係留中の保安)

第7条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中乗客の安全に支障のないよう係留方法に十分留意する。

(下船作業)

第8条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨を陸上で綱取りを行う作業員及び船員に合図する。

2. 船員は、乗客を誘導して下船させ、下船完了後、下船が完了した旨を船長に報告する。

第5章 乗客の遵守事項等の周知

(乗船待ち乗客に対する遵守事項等の周知)

第9条 運航管理者は、乗船待ちの乗客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は高松連絡事務所とする。

- (1) 乗客は乗下船時及び船内においては係員の誘導・指示に従うこと。
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他乗客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(乗船乗客に対する遵守事項等の周知)

第10条 船長は船内の乗客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 乗客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法。
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと。

(乗客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第11条 船長は、救命胴衣の着用に関し、乗客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板に乗船している乗客には、救命胴衣を着用させるよう務めること。
- (2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。
- (3) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

附 則

この規程は、平成30年 9月 1日より実施する。

事 故 処 理 基 準

国立療養所大島青松園

目 次

第1章 総 則	1
第2章 事故発生時の通報	1 ～ 3
第3章 事故の処理等	4 ～ 5

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき当園の運航中の船舶に係わる事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第 2 条 この基準において、「事故」とは当園の運航中の船舶に係わる(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1) 乗客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という。)
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行、脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第 3 条 本事故処理基準は、必要に応じ前条に定める事故以外の当園の運航中の船舶に係わる事故に準用するものとする。

第 2 章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第 4 条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

2 非常連絡は、原則として下記の非常連絡表によるものとする。

ただし、事故の内容によっては運航管理者の判断で、四国運輸局及び高松海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話(FAXを含む。)又は口頭で四国運輸局等に報告するものとし、インシデントが発生したときは、遅滞なく、その状況を四国運輸局等に報告するものとする。

非常連絡表

連 絡 先	電 話 番 号
四国運輸局	087-802-6830
高松海上保安部警備救難課	087-821-7011
高松北警察署	087-811-0110
運航管理者(同補助者)	087-871-3131
高松市消防局東消防署	087-843-5119 087-861-2500 (高松港)
香川県立中央病院	087-811-3333

(非常連絡事項)

第 5 条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ① 船名 ② 日時 ③ 場所 ④ 事故等の種類 ⑤ 死傷者の有無

⑥ 救助の要否 ⑦ 当時の気象、海象

(2) 事故等の態様による事項

事故の種類		連絡事項
a	衝突事故	① 衝突の状況(衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等接近状況) ② 船体、機器の損傷状況 ③ 浸水の有無(あるときはd項) ④ 流出油の有無(あるときは、その程度及び防除措置) ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、船主、船長名(できれば連絡先・・・船舶衝突の場合) ⑦ 相手船の状況(船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等・・・船舶衝突の場合)
b	乗揚げ事故	① 乗揚げの状況(乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等) ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 船体に及ぼす風、波浪の影響 ④ 船体、機器の損傷状況 ⑤ 浸水の有無(あるときはd項) ⑥ 座礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無(あるときは、その程度及び防除措置)
c	火災事故	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d	浸水事故	① 浸水箇所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無(あるときは、その程度及び防除措置)
e	傷害、暴行等の不法行為	① 事件の種類 ② 事件発生の際の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被疑者の人数、氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況等
f	人身事故 (行方不明を除く。)	① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g	乗客、乗務員等の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由(推定) ③ 行方不明者の氏名等

		④ 行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
i	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

第3章 事故の処理等

(船長の取るべき措置)

第6条 事故が発生したときに、乗客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置は概ね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立(船内及び船外)
- ④ 乗客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な乗客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立(船内及び船外)
- ④ 乗客に対する現状及び措置状況の周知と乗客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者の取るべき措置)

第7条 運航管理者は、船長からの通常連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに着棧が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者が取るべき必要な措置は概ね次のとおりである。

- ① 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- ② 海上保安官署への救助要請
- ③ 行方不明者の搜索又は本船の救助のための搜索船又は救助船等の手配
- ④ 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- ⑤ 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- ⑥ 医師、病院、宿舍の手配等の乗客の救護のための措置
- ⑦ 乗客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

職 名 等	職 務
園長 安全統括管理者（事務長）	総 指 揮
運航管理者（統括船長）	総指揮補佐又は総指揮

運航管理者代行 (事務長補佐)	
運航管理補助者 (事務長補佐、庶務班長、 会計班長)	事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること 乗客及び被害者の掌握、被害者の救護、欠航便の乗客対応、その他乗客対策に関すること
庶務課職員	被害者の近親者への連絡及び世話、報道関係者への応対(発表を除く。)、その他庶務に関すること

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は第4条に規定する非常連絡表による医療機関の医師と連絡を取り、その指示の下に適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後、関係海上保安官署等と連絡を取りつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事故の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

附 則

この基準は、平成30年9月1日より実施する。

この基準は、平成31年4月1日より実施する。

地 震 防 災 対 策 基 準

(大島～高松航路)

国立療養所大島青松園青松園

目 次

第 1 章	総則
第 2 章	防災体制及び情報伝達
第 3 章	点検及び整備
第 4 章	船舶の運航中止及び避難等
第 5 章	教育、訓練及び広報

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程第3条に基づき、地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

(地震防災対策実施上の基本方針)

第2条 地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適當な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

- (1) 人命の安全確保を最優先とする。
- (2) 関係機関と相互に密接な連携を取りつつ全力を上げて対処する。

(適用)

第3条 この基準は、当園が営む航路のうち次の航路に適用する。

- (1) 大島～高松航路

第2章 防災体制及び情報伝達

(地震防災対策組織の設置)

第4条 地震が発生した場合（小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く。）又は津波警報等が発せられた場合（以下「地震発生時等の場合」という。）には、地震防災対策組織（以下「対策組織」という。）を設置するものとし、その組織及び編成を別図1のとおりとする。

(職務及び権限の委任)

第5条 対策組織の要員の職務は、別図2のとおりとする。

(情報の伝達経路)

第6条 地震等に関連する情報の伝達経路は、別図3のとおりとする。

- 2 安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者と船長との連絡は、電話により行う。

(旅客に対する情報の伝達)

第7条 安全統括管理者、運航管理者及び運行管理補助者並びに船長は、地震等に関連する情報を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

2 地震等に関連する情報の伝達に当たっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。

- (1) ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビ等を視聴できるよう考慮する。
- (2) 船舶の運航方針等を併せ伝達する。
- (3) 市長等から居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。
- (4) 非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法等を周知・徹底する。

第3章 点検及び整備

(平常時の点検及び整備)

第8条 運航管理者及び船長は、あらかじめ起終点又は寄港地及びその周辺の海域並びに第11条に定める避難予定海域及び避難予定港湾につき、海図をはじめ、事前に把握しうる津波に関する情報、港湾施設の状況、漁具の設置状況等の資料を収集し、船内その他の必要な場所に備え付けておくものとする。

- 2 船長は、発航前に食料、飲料水、燃料等を点検し、これらが運航を中止した場合、数日間の海上への避難又は避難予定港への航行に十分であることを確認し、必要に応じ補給しておくものとする。
- 3 運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオを備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

(津波警報発令時等の場合の点検及び整備)

第9条 船長は、津波警報等が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があり、かつ、避難に要する時間を十分確保できる場合には、船体、機関、救命・消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期するものとする。

第4章 船舶の運航中止及び避難等

(運航中止)

第10条 地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止する。ただし、地震等の影響を受けるおそれのない安全な港へ向けて航行中若しくは直ちに安全な港へ向けて出港しようとしている場合はこの限りではない。

(運航中止後の船舶の避難及び保安)

第 11 条 第 10 条の規定に従い運航を中止した時点において、着舷中の場合は安全を確認し、旅客の乗下船の必要性等を判断した上で下記（１）から（３）のいずれか、また、航行中の場合は直ちに、下記（１）又は（２）のいずれかにより避難及び保安措置を講ずる。

（１）津波による被害のおそれのない海域へ避難し、航走、漂泊又は錨泊のうえ所要の保安措置を講ずる。

（２）庵泊港又は大島港、高松港等、次の全ての事項が確認できる港へ避難する。この場合にあっては、状況変化に対応しつつでも移動、避難できるよう、航海要員を配置し、機関用意をしておくものとする。

イ 津波警報等が発令されていないこと。

ロ 海上保安庁による交通規制（入港の制限又は避難の勧告）がなされていないこと。

ハ 港湾管理者による港湾施設の使用制限がなされていないこと。

ニ 市長等による居住者に対する避難の指示又は勧告がなされていないこと。

（３）係留を継続する場合には、タラップをはずし係留索の張り合わせ、増取りをするとともに防舷材の補強等を施し、錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置を講ずるものとする。

(運航中止後の旅客の取扱い)

第 12 条 運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であって、当該港について市長等の居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている等、旅客の避難が必要とされるときは、別紙に定めるところによる。

(避難先等の通報)

第 13 条 船長は、第 11 条により避難した場合には、速やかに安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。また、安全統括管理者、運航管理者及び運行管理補助者は、これを運輸局等その他の関係機関へ別表「防災対策実施状況通報機関一覧表」により通報するものとする。

(避難時の留意事項)

第 14 条 第 11 条による避難を行う場合には、次の事項に留意し、万全の保安措置を講ずるものとする。

（１）他の避難船等も多く、混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すること。

（２）狭い水道や港口付近を航行中津波が来襲すると圧流による偏位や舵効の変更のため乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底、機関用意、錨用意等十分な保安措置を講ずること。

（３）錨泊中津波が来襲すると振回りや走錨による他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので、錨鎖の伸長、第二錨の使用、機関用意等の措置を取ること。

(運航の再開)

第 15 条 第 10 条により運航を中止した船舶は、津波警報等が発せられている場合にはこれが解除され、かつ、使用港湾につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合には運航を再開する。

(地震発生後の旅客の下船)

第 16 条 第 11 条により旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合であって、地震が発生し、津波が去った後、第 15 条による確認ができず、短時間で運航を再開する見込みがない場合には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港へ入港して旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。この場合において、津波は、必ずしも第 1 波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意するものとする。

(発災後の措置)

第 17 条 旅客、乗組員、船舶等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

第 5 章 教育、訓練及び広報

(地震防災に関する教育及び訓練)

第 18 条 安全統括管理者は運航管理者及び運航管理補助者と協力して、当園単独に又は関係機関若しくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。

2 地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要がある課題

3 地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震等に関する情報の収集、伝達
- (2) 職員、旅客等の避難に関する事項
- (3) 旅客に対する広報
- (4) 資機材等の点検

(地震防災に関する広報)

第 19 条 安全統括管理者は、地震発生時等の場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客

の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所に掲示しておくとともに、これらを記載したパンフレットを船内その他の場所に備え付けておくものとする。

(別添 1) 主要施設の位置図

(別添 2) 航路図

附 則

この基準は、平成 30 年 9 月 1 日より実施する。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から一部改正して実施する。

非常連絡表

